

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書
XVIII

附属書 XVIII (注)

注 この附属書の真正な本文は、二千八年七月三十日に国際連合事務総長が受領した。

世界観光機関

基準条項は、次の修正に従うことを条件として、世界観光機関（以下「機関」という。）について適用する。

1 条約第五条並びに第七条第二十五項1及び2(I)の規定は、世界観光機関憲章（以下「憲章」という。）に従って機関の事業に参加する準加盟国の代表者について適用する。

2 憲章に従って機関の活動に参加する賛助加盟員の代表者は、次の(a)及び(b)に規定するものを与えられる。

- (a) 公的任務を独立して遂行することを保障するための全ての便益
- (b) 賛助加盟員の代表者からの査証の申請（その必要があり、及び機関の用務で旅行するとの証明書が添付される場合）の処理における最大限の迅速性。さらに、当該代表者は、速やかな旅行のための便益を

与えられる。

(c) (b)の規定に関しては、基準条項の第十二項第四段に定める原則を適用する。

3 機関の内部機関の職務を遂行し、又は機関のための任務を遂行する専門家（条約第六条の規定の範囲に属する職員を除く。）は、当該職務又は当該任務の独立したかつ効果的な遂行（当該職務又は当該任務に関連する旅行に費やす時間を含む。）のために必要な特権及び免除を与えられる。当該専門家は、特に、次のものを与えられる。

(a) 身柄の逮捕又は手荷物押収の免除

(b) 公的任務を遂行中に当該専門家が行った口頭若しくは書面による陳述又は行動に関するあらゆる種類の訴訟手続の免除。当該免除は、当該専門家が機関の内部機関の職務を遂行しなくなった場合又は当該専門家が機関のための任務に従事しなくなった場合にも、引き続き与えられる。

(c) 当該専門家が機関のために従事する事務に関する全ての書類及び文書の不可侵

(d) 機関との通信のために、暗号を使用し、及び伝書使又は封印袋により書類又は信書を受け受する権利

(e) 通貨及び為替の制限並びに手荷物に関する便益であつて、一時的な公的任務を有する外国政府の公務

員に与えられるものと同一のもの

4 特権及び免除は、機関の利益のために専門家に与えられるものであって、専門家個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。機関の事務局長は、専門家に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、機関の利益を害することなく当該免除を放棄することができると判断する場合には、当該免除を放棄する権利及び義務を有する。

5 2の規定にかかわらず、3及び4の規定は、賛助加盟員の代表者であつて専門家として機関のための任務を遂行するものについて適用する。

6 基準条項の第二十一項に規定する特権、免除及び便益は、機関の事務次長並びに同事務次長の配偶者及び未成年の子にも与えられる。